

第8期 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 策定に向けてのアンケート調査について

1 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の概要

「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」は、高齢者を取り巻くさまざまな問題に対して、市川市が目指すべき基本的な施策目標を定め、その実現に向かって施策を明らかにするものです。

高齢者福祉計画	老人福祉法第20条の8の規定に基づき、高齢者の福祉の供給体制の確保を目的として策定される計画
介護保険事業計画	介護保険法第117条の規定に基づき、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、策定される計画
なお、両計画は、それぞれの法律において、「一体のものとして作成されなければならない」と定められている。	

介護保険法により、3年を一期として定めることとされており、第8期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、令和3年度から施行するため、令和2年度に策定を行います。

今年度は、その策定にあたり、市民の皆様から広く意見を伺うため、アンケート調査を実施するものです。

2 アンケート調査の目的

アンケート調査は、今後の高齢者福祉サービス及び介護サービスに対する意識やニーズの基本動向を把握・分析するとともに、そこから導き出される課題を整理し、「第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の策定及び今後の施策展開に資することを目的に実施するものです。

基本となる調査については、国から「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」、並びに「ビジョンを達成するためのサービス提供体制を検討するための各種実態把握調査」が示されております。

⇒ [資料2-2](#)参照

3 実施するアンケート調査について

上記の調査に加え、目的に応じて市独自で実施するアンケート調査があります。

⇒ [資料2-3](#)参照